

容器包装廃棄物の分別収集計画



国 東 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方針に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法	3
10	分別収集を実施するものに関する基本的な事項	3
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	4
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	4

国東市分別収集計画

平成28年5月27日

1 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費型の社会から、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が軽減される持続可能な循環型の社会への転換が必要とされている。こうした状況の下、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化やリサイクルを推進するための環境整備が進められており、これらの推進に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

また近年、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。当市では大分県ごみ処理広域化計画に基づき、宇佐市・豊後高田市との3市合同による広域廃棄物処理施設の建設を進めているところであるが、既存最終処分場の残余容量の活用も含めて進めている状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

可能な限りリサイクルを行い、環境に負担の少ない循環型社会を構築していく。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直しをする。以後、3年ごとに見直しする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	1,402 t	1,368 t	1,330 t	1,289 t	1,248 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方針に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・啓発活動の充実

市民・事業者に対して、ごみの排出実績や3R推進の意義及び効果、ごみの分別方法に関し、広報・市ホームページ・ごみ出しカレンダー・国東市クリーンセンターの見学会等により啓発を行う。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

小売店と行政が、レジ袋削減に向けた取組に関する協定を締結し、レジ袋の無料配布の中止や簡易包装の推進に協同で取り組む。協定を締結した店舗では、店頭でのステッカーや協定書の表示、マイバッグ持参に係る街頭啓発活動の実施により市民への周知を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、国東市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
主としてスチール製の容器	65 t	63 t	62 t	60 t	58 t
主としてアルミ製の容器	41 t	40 t	39 t	37 t	36 t
無色のガラス製容器	(合計) 69 t	(合計) 68 t	(合計) 66 t	(合計) 64 t	(合計) 62 t
	(引渡) 69 t (独自処理) t	(引渡) 68 t (独自処理) t	(引渡) 66 t (独自処理) t	(引渡) 64 t (独自処理) t	(引渡) 62 t (独自処理) t
茶色のガラス製容器	(合計) 85 t	(合計) 83 t	(合計) 81 t	(合計) 78 t	(合計) 76 t
	(引渡) 85 t (独自処理) t	(引渡) 83 t (独自処理) t	(引渡) 81 t (独自処理) t	(引渡) 78 t (独自処理) t	(引渡) 76 t (独自処理) t
その他のガラス製容器	(合計) 21 t	(合計) 21 t	(合計) 20 t	(合計) 20 t	(合計) 19 t
	(引渡) 21 t (独自処理) t	(引渡) 21 t (独自処理) t	(引渡) 21 t (独自処理) t	(引渡) 20 t (独自処理) t	(引渡) 19 t (独自処理) t
主として段ボール製の容器	93 t	91 t	88 t	86 t	83 t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てるためのもの	(合計) 54 t	(合計) 52 t	(合計) 51 t	(合計) 49 t	(合計) 48 t
	(引渡) t (独自処理) 54 t	(引渡) t (独自処理) 52 t	(引渡) t (独自処理) 51 t	(引渡) t (独自処理) 49 t	(引渡) t (独自処理) 48 t

9 各年度において得られる分野別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6号に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 直近3か年度の分別基準適合物等の収集実績の平均×人口変動率
 また、人口変動率は、人口推計により次のとおり設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
27,431 人 (対前年比) 97.70%	26,745 人 (対前年比) 97.50%	25,996 人 (対前年比) 97.20%	25,216 人 (対前年比) 97.00%	24,383 人 (対前年比) 96.7%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。段ボールについては、クリーンセンターでの保管と、地域の資源回収での保管との二通りにより行う。

種 類		収集・運搬	選別・保管
缶	スチール缶	委託業者収集	クリーンセンターで選別・保管
	アルミ缶		
ガラスびん	無色ガラス	委託業者収集	クリーンセンターで選別・保管
	茶色ガラス		
	その他ガラス		
段ボール		直接搬入で対応	クリーンセンターで保管
		委託業者収集	地域の資源回収で保管
ペットボトル		委託業者収集	クリーンセンターで保管

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現行どおり、当市のリサイクルプラザでスチール缶・アルミ缶とびん類の3種分別を行う。

ビン類については、リサイクルプラザで3種類に選別後保管をする。段ボール、ペットボトルは分別収集の後リサイクルプラザで保管する。

種 類		収集容器	収集車	中間施設
缶	スチール缶	指定袋	2 tトラック	クリーンセンターで選別・圧縮・保管
	アルミ缶			
ガラスびん	無色ガラス	指定袋	2 tトラック	クリーンセンターで手選別・保管
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
段ボール		なし	なし	クリーンセンターで保管
			4 tトラック	地域の資源回収で保管
ペットボトル		指定袋	2 tトラック	クリーンセンターで保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

当市は容器包装廃棄物のうち、7品目について取り組んでいる。

段ボールについては、地域の資源回収を当該地区が修繕・増設する場合、要する費用に対して市が一部補助を行うことによりリサイクルを推進する。また、許可業者が収集する事業系一般廃棄物からの分別について、収集運搬業者や各事業所に協力を呼びかけていく。

その他、施設の見学会を通じて、分別収集への協力と分別精度の向上を推進する。